

組合員とご家族の方へ

～月々の収入金額にご注意を！～

被扶養者証をお持ちのご家族が、パート等で収入がある場合、認定取消となる基準の金額は年額130万円（年金受給者は180万円の場合もあり）以上です。

これを月額に換算した108,334円以上の収入が恒常的にある場合も、年額130万円以上とみなし認定取消となります。（収入には諸手当・賞与等を含め、通勤手当は含めません。）

また、給料が日額の場合は月額に換算して計算します。

なお、年間収入とは暦年（1月～12月）や年度（4月～翌年3月）という特定の期間の収入ではなく、どの時点からも将来に向かって恒常的に得ることが見込まれる収入をいいます。

認定基準額を超える収入があり扶養認定を取消する場合、事実発生日まで遡るため、遡った期間中にかかった医療費や給付金等を返還していただくこととなりますので、日頃からご家族の収入を把握・管理し、お早めの手続きを行うようお願いいたします。

I 収入限度額

区分	収入限度額		
	年額	月額(年額÷12)	日額(月額÷30)
下記に該当しない方	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
・障害年金受給者 ・60歳以上の公的年金受給者	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満

- ・給与収入や家賃収入等がある場合は、月額限度額での判断となります。
- ・雇用保険法による基本手当を受給の場合は、日額限度額での判断となります。
- ・雇用保険の受給により年金が全額支給停止となった場合には、年齢にかかわらず表の上段の限度額となります。

II 基準を満たす収入例

（6月に6万円、12月に3万円の賞与がある場合）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
給与	8万円	8万円	8万円	8万円	8万円	10万円	8万円	8万円
賞与	0.5万円	0.5万円	0.5万円	0.5万円	0.5万円	1万円	1万円	1万円
合計	8.5万円	8.5万円	8.5万円	8.5万円	8.5万円	11万円	9万円	9万円

賞与がある場合は支給月以降の各月に割り振る。

- ・6月賞与：6万円
÷6ヶ月＝1万円
- ・12月賞与：3万円
÷6ヶ月＝0.5万円

1ヶ月だけ月額が超えても、すぐに取消になるわけではありません。

III 取消となる収入例

●パート勤務等で月々の給与収入が変動する場合

○シフト勤務等で月々の給与収入が変動し、月額を超えた月からの3ヶ月平均が108,334円以上となり、その後も同程度の収入が見込まれる。

⇒3ヶ月経過した翌月1日付けで認定取消となります。（賞与がある場合は支給月以降の各月に割り振る。）

（6月に3万円、12月に6万円の賞与がある場合）

	1月実績	2月実績	3月実績	4月実績	5月見込	6月見込	7月見込	8月見込
給与	8万円	10万円	9万円	11万円	9万円	11万円	11万円	12万円
賞与	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	0.5万円	0.5万円	0.5万円
合計	9万円	11万円	10万円	12万円	10万円	11.5万円	11.5万円	12.5万円

- ・6月賞与：3万円
÷6ヶ月＝0.5万円
- ・12月賞与：6万円
÷6ヶ月＝1万円

実績額：3ヶ月平均が108,334円以上

5月1日取消

見込額：3ヶ月平均が108,334円以上

●就職の場合

契約日	時給	勤務時間	勤務日数	給与合計
6月20日	870円	AM8:30~PM4:30(1日7時間)	月20日	121,800円

6月20日 取消

就職した時点での雇用契約が、給与月額が108,334円以上となる場合（月給、日給、時給、賞与、勤務時間等で算定）は、勤務先で健康保険の加入対象とならない場合でも、雇用開始日から認定取消となります。また、雇用期間が1年に満たず、年額130万円以上の収入見込みが無かったとしても、雇用期間中は取消となります。

●雇用条件の変更により基準額を超える場合

契約日	時給	勤務時間	勤務日数	給与合計
4月1日	850円	AM9:30~PM3:30(1日5時間)	月20日	85,000円
7月20日	950円	AM9:00~PM4:00(1日6時間)	月20日	114,000円

7月20日 取消

7月の給与が108,334円未満であっても、雇用条件（勤務形態）が変更となった7月20日が認定取消日となります。

●雇用保険受給の場合

雇用保険(失業保険)を受給される方で、基本手当日額が3,612円以上の場合、受給期間中は取消となります。

(60歳以上で年金と合わせて受給される場合の基準となる額は『5,000円』となりますが、年金が全額支給停止となる方については、基準額は通常通り『3,612円』となりますのでご注意ください。)

●年金と給与を合わせると基準額を超える場合

障害年金を受給されている方、及び60歳以上で公的年金を受給されている方の認定基準額は、年額180万円未満で、月額では15万円(180万円÷12ヶ月)未満となります。

年金の月額に給与収入などを合算し、3ヶ月連続または3ヶ月平均が15万円以上となった場合は4ヶ月目の1日付けで認定取消となります。

なお、年金が全額支給停止となった場合は、認定基準額が年額130万円(日額3,612円)未満となりますのでご注意ください。

なお、配偶者・子以外の方については、組合員の扶養能力・夫婦合算額等、他の収入要件がありますので詳しくはお問い合わせください。

●事業収入が基準額を超える場合

事業収入(農業・小売業・飲食業・理美容業等)は、総収入から明らかにその事業を行うために必要と共済組合が認めた経費を控除した金額を、扶養認定上の収入とします。(所得税法上で認められる必要経費とは異なります。)

なお、給与賃金を経費として支出している事業者である場合、その者が雇用主として雇用している者の生計を成り立たせている立場から、共済制度上の被扶養者として不適切であるため認定基準内の収入であっても認定の対象となりません。

認定取消となる主な収入要件の例を記載しておりますが、この他、扶養能力や生計維持関係等の要件により取消となる場合があります。詳しい取扱いについては、資格係までお問い合わせください。

[この件に関してのお問い合わせ先]

北海道市町村職員共済組合 保険課 資格係
TEL 011-330-2564 URL <http://www.hokkaido-kyosai.jp/>